

# 介護保険

問合先 高齢介護課

第1号被保険者  
7月に送付します

## 介護保険料決定通知書

介護保険の運営状況の見直し  
(7期介護保険計画の策定)に  
伴う介護サービス利用見込量や  
負担率の変更などにより、平成  
30～32年度の介護保険料額が改  
定されました。この改定に伴い、平  
成27～29年度の基準額80,000円(年  
額)に対して、平成30～32年度の基準額は78,000円(年額)となり、2.6%の  
減額となりました。

また、第1号被保険者の介護  
保険料については、4月1日現在  
在の世帯を基準に、昨年中の合  
計所得金額や住民税課税・非課  
税の状況をもとに決定し、7月  
初旬に各個人に通知書を送付し  
ます。

### ■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定する  
ため、4～6月を仮徴収期間と  
いい、普通徴収(納付書や口座  
振替での納付)の場合は前年度  
最終時点の所得段階に応じた金

額を、また特別徴収(年金から  
の差し引き)の場合は2月の介  
護保険料額と同額を納付してい  
ただきます。仮徴収期間の介護  
保険料額と、7月に送付する介  
護保険料決定通知書に記載の介  
護保険料額(年間保険料額)と  
の差額を7月～来年3月に納付  
していただきます。



### ■介護保険料の減免など

災害などで一時的に収入が減  
少したため保険料が納付できな  
くなつた場合などに、保険料の  
徴収猶予や減免が受けられる場  
合があります。

また、生活に困窮している世  
帯(生活保護を受けている世帯  
除く)で、次の条件にすべて該  
当する場合は、介護保険料の一  
部を減額します。

- 被保険者の所得段階が第2段  
階以上で、世帯全員の年間収  
入合計額が基準額(1人世帯  
108万円、2人世帯以上は世  
帯員1人につき54万円を加算)  
以下である
- だれからも扶養されていない
- 活用できる資産がない
- 世帯全員の預貯金、国債、地方  
債、その他金融資産の元本の合計  
金額が350万円を超えない
- 被保険者に介護保険料の滞納  
がない

減免内容 申請月以降の介護保  
険料を1段階下の所得段階保  
険料に減額(申請が8月以降の  
場合は月割計算)

※減免には、申請書や資産調査  
の承諾書(家族全員分)などの  
提出が必要です。詳しくは問い合わせてください。

### ■保険料の納付は納期限までに

納期限までに納付しない場合  
に、本来納付する保険料額に加  
え、督促手数料(80円)や延滞  
金が加算される場合があります。

また介護認定を受け、介護サ  
ービスを利用する場合は、納期限  
までに納めた人との公平を保つた  
め、納付していない期間に応じた  
「給付制限」措置を行うことにな  
り、1割または2割負担でのサ  
ービス利用や、高額介護サービスの  
利用ができない期間が生じること  
があります。

安心して介護サービスをご利  
用いただきためにも、保険料の  
納付にご協力をお願いします。

□座振替を利用すると、納付  
のたびに金融機関に出向く必要  
がなく、たいへん便利です。  
家族の□座からの引き落とし  
による納付もできます。



### ■普通徴収で納付する人は

□座振替のご利用を

□座振替を利用すると、納付  
のたびに金融機関に出向く必要  
がなく、たいへん便利です。

家族の□座からの引き落とし  
による納付もできます。